

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定手数料 (千歳市所管物件)

令和4年12月15日から

(1) 認定申請

(ア) 住宅(長屋を含む)

床面積の合計 (㎡)	評価機関の審査あり	
	誘導仕様基準以外 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外)	誘導仕様基準 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2))
200㎡未満	6,000円	
200㎡以上	12,000円	

(イ) 共同住宅

床面積の合計 (㎡)		評価機関の審査あり	
		誘導仕様基準以外 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外)	誘導仕様基準 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2))
住戸部分	300㎡未満	12,000円	
	300㎡以上	19,000円	
共用部分	300㎡未満	12,000円	
	300㎡以上	31,000円	

(ウ) 複合用途の建築物

床面積の合計 (㎡)		評価機関・判定機関の審査あり	
		誘導仕様基準以外 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外)	誘導仕様基準 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2))
住宅部分 (共同住宅の 住戸部分を含む)	200㎡未満	6,000円	
	200㎡以上 300㎡未満	12,000円	
	300㎡以上	19,000円	
共同住宅の 共用部分	300㎡未満	12,000円	
	300㎡以上	31,000円	
住宅・共同住宅 以外の部分	300㎡未満	12,000円	
	300㎡以上	31,000円	

(2) 変更認定申請

下記以外の変更	上記表(ア)・(イ)・(ウ)に記載する手数料と同様
工事の着手予定時期 / 完了予定時期 の変更のみ	800円

(3) 認定手数料の計算例

例1 住宅にかかる認定

上記表(ア)より、認定申請を行う住宅の床面積を合計した面積に該当する手数料

【手数料計算例】

延床面積：150㎡の一戸建ての住宅の場合
= 6,000円 (200㎡未満)

例2 共同住宅にかかる認定

上記表(イ)より、住戸の床面積を合計した面積に該当する手数料に、共用部分の床面積を合計した面積に該当する手数料を加えた額

【手数料計算例】

延床面積：150㎡ (住戸合計面積：100㎡、共用部分面積：50㎡) の共同住宅の場合
12,000円 (住戸部分) + 12,000円 (共用部分) = 24,000円

例3 複合用途の建築物にかかる認定

上記表(ウ)より、認定申請を行う部分の床面積を合計した面積に該当する手数料

【手数料計算例(1)】

延床面積：150㎡ (住宅部分：100㎡、兼用部分(店舗)：50㎡) の店舗兼用住宅の場合

全体申請

6,000円 (住宅部分) + 12,000円 (店舗部分) = 18,000円

一部申請 (住宅部分のみの場合) = 6,000円 (住宅部分)

【手数料計算例(2)】

延床面積：250㎡ (共同住宅の住戸部分：150㎡、共同住宅の共用部分：50㎡、事務所面積：50㎡) の共同住宅と事務所の場合

全体申請

6,000円 (住戸部分) + 12,000円 (共用部分) + 12,000円

(事務所部分) = 30,000円

一部申請 (共同住宅のみの場合)

6,000円 (住戸部分) + 12,000円 (共用部分) = 22,000円